

和歌山県警察きしゅう君の防犯メール配信システム運用要領の制定 について（例規）

（最終改正：令和4年3月25日 生企第25号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

このたび、別記のとおり和歌山県警察きしゅう君の防犯メール配信システム運用要領を制定し、平成21年3月2日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

和歌山県警察きしゅう君の防犯メール配信システム運用要領

第1 目的

この要領は、地域安全情報、交通関係情報等の警察からの各種情報を電子メールを用いてタイムリーかつピンポイントに県民等に提供する和歌山県警察きしゅう君の防犯メール配信システム（以下「防犯メールシステム」という。）の運用に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 防犯メールシステムの概要

1 情報提供対象者等

情報提供の対象者等は、防犯メールシステムへの登録者、事業所等（以下「登録者等」という。）とする。

2 提供情報種別、事務担当課等

(1) 提供情報の区分、種別、内容及び事務担当課は、別表のとおりとする。

(2) 事務担当課は、情報種別・内容について、各警察署を指導するとともに、配信状況の把握、効果的配信活動の推進及び本部内関係各課との連絡調整を行うものとする。ただし、情報管理課にあつては、情報種別・内容についての指導は行わないものとする。

(3) 情報管理課は、防犯メールシステムの適正かつ効果的な活用を図るため、必要に応じて第4の1に規定する総括運用管理者と協議し、本部主管課との連絡、調整事務を行うものとする。

3 運用時間

防犯メールシステムの運用時間は、24時間とする。

4 配信端末機

和歌山県に設置する電子計算機と、これにデータ伝送回線を介して接続する所属に設置した行政事務用パソコン及びこれらの用に供するプログラムを用いて行う。

5 配信種別

防犯メールシステムの配信種別は、通常配信及び強制配信とする。

(1) 通常配信は、登録者等が選択した受信時間帯、受信情報種別、受信警察署管内の受信設定に基づき配信するものをいう。

(2) 強制配信は、防犯メールシステムの変更、保守のための運用停止等の通知を行う場合や凶悪犯罪等の発生に伴い、緊急かつ広域的に配信する必要がある場合に登録者等の受信設定に関係なく配信するものをいう。

第3 運用所属

防犯メールシステムを運用する所属（以下「運用所属」という。）は、警察本部各所属及び警察署とする。

第4 運用体制

1 総括運用管理者

- (1) 生活安全企画課にきしゅう君の防犯メール配信システム総括運用管理者（以下「総括運用管理者」という。）を置く。
- (2) 総括運用管理者は、生活安全企画課長をもって充てる。
- (3) 総括運用管理者は、防犯メールシステムの運用について総括管理を行うものとする。

2 運用管理者

- (1) 運用所属にきしゅう君の防犯メール配信システム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (2) 運用管理者は、運用所属の所属長をもって充てる。
- (3) 運用管理者は、防犯メールシステムの適正な運用を図るものとする。

3 副運用管理者

- (1) 運用所属にきしゅう君の防犯メール配信システム副運用管理者（以下「副運用管理者」という。）を置く。
- (2) 副運用管理者は、運用所属の次席等（和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第2条第5号に定める者をいう。）をもって充てる。
- (3) 副運用管理者は、運用管理者を補佐し、防犯メールシステムの適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

4 配信責任者

- (1) 運用所属にきしゅう君の防犯メール配信システム配信責任者（以下「配信責任者」という。）を置く。
- (2) 配信責任者は、次の者をもって充てる。
 - ア 警察本部各所属は、調査官、課長補佐等
 - イ 警察署は、各課長及び警察署長が指名する者
- (3) 配信責任者は、防犯メールシステムを活用して適正かつ効果的な情報提供に努めるものとする。

5 配信担当者

- (1) 運用所属にきしゅう君の防犯メール配信システム配信担当者（以下「配信担当者」という。）を置く。
- (2) 配信担当者は、運用管理者が指名する者をもって充てる。
- (3) 配信担当者は、防犯メールシステムを活用して配信する電子メールの作成、配信を行うものとする。

第5 システム管理体制

1 システム管理者

- (1) 情報管理課にきしゅう君の防犯メール配信システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。
- (2) システム管理者は、情報管理課長をもって充てる。
- (3) システム管理者は、総括運用管理者と協議の上、防犯メールシステムの設定及び変更の管理を行うものとする。

2 システム管理担当者

- (1) 情報管理課にきしゅう君の防犯メール配信システム管理担当者（以下「システム管理担当者」という。）を置く。
- (2) システム管理担当者は、情報管理課長が指名する者をもって充てる。
- (3) システム管理担当者は、システム管理者の指揮により防犯メールシステムの設定及び変更を行うものとする。

第6 電子メールの配信

防犯メールシステムを活用した電子メールの配信は、配信担当者が次により行うものとする。

1 配信する情報

運用所属において通常配信する情報は、別表に掲げる情報種別のとおりとする。

2 電子メールの作成

運用所属において配信対象となる地域安全情報、事件、事故等を認知した場合は、速やかに概要を集約し、配信端末機を操作して電子メールを作成すること。

3 電子メールの承認

電子メールを作成したときは、当該電子メールの内容を印字し、配信する前に運用管理者（執務時間外にあっては、運用管理者が指定する当直責任者等）の承認を受けること。ただし、運用管理者が不在の場合は、副運用管理者の承認を受け、事後に運用管理者に報告すること。

4 配信先の選択

警察署における配信について、自署管内以外の警察署管内に情報を配信する必要がある場合は、関係する警察署の運用管理者（執務時間外にあっては、運用管理者が指定する当直責任者等）の承認を得ること。和歌山市内3警察署の配信については、配信警察署が他の2警察署の運用管理者の承認を得るとともに連携を強化すること。

なお、本部各所属において配信する場合は、原則として全警察署管内を配信先とすること。

5 電子メールの配信

- (1) 電子メール配信の承認を受けた場合は、配信端末機により、速やかに配信操作を行うこと。
- (2) 強制配信を行う場合は、運用管理者の承認を得た後、配信する情報内容の本部主管部長及び主管課長の承認を得た上、配信電子メールを情報管理課に送信して配信するものとする。

6 行政事務用パソコン未整備所属の電子メールの配信

行政事務用パソコンが未整備の本部所属にあっては、整備所属の行政事務用パソコンを活用して配信するものとする。ただし、執務時間外で緊急を要する場合は、情報管理課長に依頼し、配信することができるものとする。

第7 防犯メールシステムの操作要領

防犯メールシステムの起動、設定、変更及び電子メールの作成、配信等の操作要領については、別に定める操作マニュアルで示すものとする。

第8 配信状況の記録及び電子メールの保存

総括運用管理者は、防犯メールシステムにより配信した全所属の電子メールの配信日時、件名、本文、配信担当者等の内容を電磁的方法により記録し、当該記録をその記録

をした日の属する年の翌年の1月1日から起算して5年間保存するものとする。

第9 教養

運用管理者は、防犯メールシステムを適正かつ効果的に運用するため、所属職員に対し必要な教養を行うものとする。

第10 安全の確保

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策及びその他の事項は、和歌山県警察情報セキュリティに関する規程（平成20年和歌山県警察本部訓令第3号）等に定めるところによる。

第11 細目的事項

この要領に定めるもののほか、防犯メールシステムの配信等に関し必要な細目的事項は、別に定めるものとする。

別表（第2の2、第6の1関係）

区分	情報種別	情報内容	事務担当課
防犯	防犯情報 (注)	ひったくり、車上ねらい、空き巣等の発生情報、県民が自主防犯行動等を講じるための必要と認められる情報及び子供（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の安全確保に必要と認められる情報	生活安全企画課
	子供の安全情報 (注)	子供を対象とした公然わいせつ事件等の発生情報及びその前兆事案情報（声かけつきまとい等の不審者情報等）	人身安全対策課
その他	交通関係情報	交通死亡事故等の発生、交通規制情報、道路交通法の改正等、交通の安全確保に必要と認められる情報	本部主管課及び 情報管理課
	警察からのお知らせ	県民に積極的に広報すべき、警察又は関係機関・団体等が開催の各種イベント、警察官（職員）採用等の情報	
	重要事件手配	強盗等の凶悪犯罪や死亡ひき逃げ事件等の発生に伴い、県民等からの各種情報の提供を呼び掛けるために行う事件手配	

（注）子供 安全に係る情報については、明確に防犯情報又は子供の安全情報と判断できない場合は、生活安全企画課と人身安全対策課で協議し、事務担当課を決定するものとする。